

四日市市上下水道局管理規程第1号

四日市市上下水道局水源管理センター設置規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年2月12日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市上下水道局水源管理センター設置規程の一部を改正する規程
四日市市上下水道局水源管理センター設置規程（昭和58年水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第4条 水源管理センターに次の職員を置く。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p>2 前項に規定する職員のほか必要な場合は、<u>主任及び班長</u>を置くことができる。</p>	<p>(職員)</p> <p>第4条 水源管理センターに次の職員を置く。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 主任</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>2 前項に規定する職員のほか必要な場合は、班長を置くことができる。</p>
<p>(職務)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>2</u> 所長に事故あるときは、あらかじめ所長が指名した職員がその職務を代行する。</p>	<p>(職務)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>2 主任は、上司の命を受けて担当事務を処理する。</u></p> <p><u>3</u> 所長に事故あるときは、あらかじめ所長が指名した職員がその職務を代行する。</p>

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(上下水道局管理部総務課)